明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第八十九条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条第一号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金

第九十条中「（国庫補助金等の総収入金額不算入）」を削り、「この条」を「この項」に改め、「（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）」を削り、同条第一号中「に規定する国庫補助金等により取得し、又は改良した」を「の規定の適用を受けた」に、「次号」を「次号及び次条第二項」に、「同項の規定により総収入金額に算入されない金額」を「その固定資産に係る国庫補助金等の額」に、「みなす」を「みなし、当該国庫補助金等の額に相当する金額から前項第一号又は第二号に定める金額を控除した金額に相当する金額は、同項第一号ロ又は第二号ロに規定する期間に係る当該償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかつたものとみなす」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条第一項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条第一項の減価償却資産の取得をした場合　当該減価償却資産に係る同項に規定する国庫補助金等（以下この条において「国庫補助金等」という。）の額に相当する金額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該減価償却資産の取得に要した金額

ロ　当該減価償却資産の取得に要した金額から、当該金額を基礎としてその取得の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

二　法第四十二条第一項の減価償却資産の改良をした場合　当該減価償却資産に係る国庫補助金等の額に相当する金額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該減価償却資産の改良に要した金額

ロ　当該減価償却資産の改良に要した金額から、当該金額を基礎としてその改良の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

第九十一条第一項中「掲げる金額と」を「定める金額と」に改め、同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ中「当該資産」を「当該減価償却資産」に改め、同条第二項中「取得し」を「取得し、」に、「資産は」を「固定資産は」に改め、「（山林については、植林費の額）」を削り、「掲げる」を「定める」に改める。

第九十三条中「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

第二編第一章第四節第一款に次の一条を加える。

（必要経費に算入される資産の額）

第九十八条の二　法第四十五条第三項（家事関連費等の必要経費不算入等）に規定する政令で定める額は、同項の資産の販売又は譲渡及び資産の引渡しを要する役務の提供に係る不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額のうち、これらの資産（同項各号に掲げる場合に該当する場合における当該各号の取引に係るものを除く。）が次の各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額とする。

一　購入した資産　当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

二　自己の製造等（製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為をいう。以下この号において同じ。）に係る資産　当該資産の製造等のために直接に要した原材料費の額

三　前二号に規定する方法以外の方法により取得をした資産（次号に掲げるものを除く。）　その取得の時における当該資産の取得のために通常要する価額

四　贈与、相続又は遺贈により取得をした資産（第百三条第二項第一号（棚卸資産の取得価額）に掲げる棚卸資産又は法第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由により取得した法第五十九条第一項（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する資産に限る。以下この号において「受贈等資産」という。）　当該受贈等資産が当該贈与、相続又は遺贈に係る贈与者又は被相続人において第一号からこの号までに掲げる資産のいずれに該当するかに応じこれらの者におけるそれぞれこれらの号に定める金額

第百三条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号イ中「（昭和二十九年法律第六十一号）」を削り、同号ロ中「消費し」を「消費し、」に改め、同項第二号中「この条」を「この号」に改め、同号ロ及び同項第三号ロ中「消費し」を「消費し、」に改め、同条第二項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第二号中「掲げる金額」を「定める金額」に、「消費し」を「消費し、」に改め、同条第三項中「消費し」を「消費し、」に改める。

第百十四条第一項中「をいう」の下に「。第一号において同じ」を加え、「第六十一条第二項第四号」を「第六十一条第二項第四号イ」に、「当該払戻し等が法第二十四条第一項（配当所得）に規定する出資等減少分配である」を「次の各号に掲げる」に、「出資等減少分配に係る第六十一条第二項第五号に規定する」を「払戻し等に係る当該各号に定める」に、「払戻し等割合」を「払戻等割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該払戻し等が二以上の種類の株式を発行していた法人が行つた資本の払戻しである場合　当該旧株に係る第六十一条第二項第四号ロに規定する種類払戻割合

二　当該払戻し等が法第二十四条第一項（配当所得）に規定する出資等減少分配である場合　第六十一条第二項第五号に規定する割合

第百十四条第五項中「払戻し等割合」を「払戻等割合」に改める。

第百三十八条中「第百八十一条第一号（資本的支出）に規定する使用可能期間が一年未満であるもの又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「十万円未満であるもの」の下に「貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）又は第百八十一条第一号（資本的支出）に規定する使用可能期間が一年未満であるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第百三十九条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「除く」を「除く。以下この項において「対象資産」という」に、「当該減価償却資産」を「当該対象資産（貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）」に、「一括し、その一括した減価償却資産（以下この条」を「一括したもの（以下この項及び次項」に、「合計額（以下この条」を「合計額（次項及び第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前二項に定めるもののほか、第一項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二百七条中「医療費の範囲」を「医療費控除」に改め、同条第七号中「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第二百二十五条の三中「規定する国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を「掲げる国外源泉所得に含まれるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引又は同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、法第九十五条第四項第二号に掲げる国外源泉所得に含まれないものとする。